

# 学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が 確認された場合の対応ガイドライン〔稲沢市 2月21日改訂版〕

令和4年2月21日  
稲沢市教育委員会

稲沢市教育委員会は、文部科学省から令和3年8月27日付で発出された通知「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（第1版）」をもとに、学校における濃厚接触者等の特定や臨時休業の判断に当たっての考え方に示しております。今回、令和4年2月17日付け3教保第1108号で、愛知県教育委員会が県立学校への対応について変更がありました。それにともない、稲沢市の対応についても一部変更いたします。

各学校は、この「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（稲沢市版）」を参考にして、対応を進めてください。

## 0. 学校における基本的な感染対策の徹底について

感染力の強いオミクロン株による感染拡大が進み、稲沢市においても児童生徒の新規陽性者数が増加している。各学校においては、校内での確実な共通理解のもと、基本的な感染防止対策を再度徹底するとともに、保護者等と連携して学校内にウイルスを持ち込まないように努め、学校内で「感染しない・感染させない」ことに最大限の緊張感をもって取り組む。

## 1. 学校で感染者が確認された場合の対応について

学校で児童生徒等や教職員の感染者が確認された場合、校長は、感染した児童生徒等については出席停止の措置をとり、感染者が教職員である場合は、療養休暇により出勤させないようにする。教職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られ、勤務しないことがやむを得ない場合は、職務専念義務の免除の措置をとる。

また、児童生徒等が濃厚接触者と判定された場合には出席停止、教職員が濃厚接触者と判定された場合には職務専念義務の免除の措置をとる。

## 2. 濃厚接触者等の特定について

児童生徒等や教職員の感染が判明した場合に、感染者本人への行動履歴等のヒアリングや濃厚接触者等の特定等のための調査は、通常、保健所が行う。しかし、感染状況の悪化等によって保健所が特定できない状況である場合には、各学校で調査を進め、濃厚接触者や濃厚接触の可能性が高い者の特定に努めた上で、市教委を通して保健所に相談する。

<濃厚接触者等の候補の考え方>

校内の濃厚接触者等の候補の範囲は、感染者の感染可能期間〔発症2日前（無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）から退院又は療養解除の基準を満たすまでの期間〕のうち当該感染者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間において、以下の①②③のいずれかに該当する児童生徒等及び教職員とする。

### □ 濃厚接触者の候補

- ① 感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接触れた可能性の高い者（1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する可能性がある）
- ② 手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なし（※）で、感染者と15分以上の接触があった者（例えば、感染者と会話していた者）

※ 必要な感染予防策については、マスクの着用のみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態ではなかったかについても確認する。

- ③ 感染者と長時間の接触があった者、大声を出す活動や呼気が激しくなるような運動を共にした者、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等

### 3. 出席停止の措置及び臨時休業の判断について

<臨時休業の範囲や条件の例>

学校で家庭内感染ではない感染者が発生したときなど、学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、学校は稲沢市教育委員会と相談する。緊急事態宣言対象地域である場合やまん延防止等重点措置区域である場合には、稲沢市教育委員会は保健所の見解や学校医の助言等を踏まえ、学級・学年・学校単位の臨時休業を検討し、決定する。

#### 【学級閉鎖】

- 以下のいずれかの状況に該当し、**直近3日間**で学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。
- ① 同一の学級において**3名以上の児童生徒等に経路不明の感染**が判明した場合
  - ② 感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
  - ③ 1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合  
※ 濃厚接触者の特定に時間を要する場合は、2～3日学級閉鎖を行う。
  - ④ その他、設置者が必要と判断した場合
- 学級閉鎖の期間としては、**3日程度**を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。

#### 【学年閉鎖】

- 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

#### 【学校全体の臨時休業】

- 複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

#### <臨時休業の検討・決定に向けて>

- 学級・学年・学校単位の臨時休業を検討する必要がある場合には、学校は教育委員会の担当者に一報を入れる。(教育委員会内で共有・追加調査指示→検討の準備)
- 学校は、聞き取り調査を行い、本ガイドラインの「1」「2」にある感染者の対応や濃厚接触者の特定を進める。第二報を入れ、学校としての意向を固める。
- 教育委員会の担当者は、検討の内容をもとに、保健所に連絡を入れ、見解を求める。
- 教育委員会に集まり、本ガイドラインをもとに臨時休業が必要かどうかを検討する。(参加者…教育委員会関係者、校長)
- 検討の結果、学級・学年・学校単位の臨時休業が決定した場合には、以下の内容を進める。
  - ・ 教育委員会…市長、副市長、議員、教育委員への報告、給食対応、マスコミ対応
  - ・ 学校…学校医、薬剤師へ相談・報告→助言の内容を教育委員会へ報告  
校内の情報共有、給食の対応、児童生徒の対応、保護者等への連絡

#### <臨時休業の終了に向けて>

- 学校は、臨時休業中の児童生徒の健康状況を把握する。
- 学校は、臨時休業が終了する**3日**前に、児童生徒の健康状況を教育委員会の担当者に電話等で報告し、学校としての意向を伝える。
- 教育委員会は、臨時休業の終了について検討し、対応を決定する。
- 教育委員会は、臨時休業の終了について学校に結果を伝える。
  - ・ 教育委員会…市長、副市長、議員、教育委員への報告、給食対応、マスコミ対応
  - ・ 学校…学校医、薬剤師へ報告  
校内の情報共有、給食の対応、児童生徒の対応、保護者等への連絡